

第二十号議案

江戸川区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年二月十九日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

江戸川区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年三月江戸川区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中第八号を第十一号とし、第七号を第十号とし、第六号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を第九号とし、第五号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 職員の退職管理の状況

第三条中第四号を第六号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 職員の休業に関する状況

第三条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 職員の人事評価の状況

付 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（説明）

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の改正に伴い、人事行政の運営等の状況の公表に当たつての、任命権者から区長への報告事項に職員の人事評価、休業及び退職管理の状況を加えるとともに、勤務成績の評定を削除する必要があるので、本案を提出いたします。